

● 交通事故届出に関するご案内 ●

交通事故などの第三者行為で保険証を使用したときは下記の書類の提出が必要です。

○自損事故の場合

- ・ 負傷(傷病)原因報告書

○第三者行為(相手のある事故など)の場合

- ・ 第三者行為による傷病届
- ・ 事故発生状況報告書
- ・ 同意書
- ・ 交通事故証明書 又は 交通事故証明書入手不能理由書

以上 4 枚

●第三者行為での保険証使用について

交通事故など第三者行為によるけがで、被害者側に重大な過失がなければ、国保で治療を受けることができます。

この場合の治療費は、その全額または一部を、当然加害者側が負担しなくてはなりません。

そこで、まず被害者は国保で治療を受け、その後、国保がその医療費を被害者に代わって加害者側に請求し、加害者側から国保へ返還する仕組みになっています。

したがって、国保で治療を受けるときには上記の書類を揃え、ご本人様か家族、または代理人の方が国民健康保険課窓口へ提出してください。

●示談のときは、その前に国保へ必ず届け出る

加害者と示談するときは、その前に必ず国保へ届出てください。示談の内容によっては、国保が加害者に医療費の請求ができなくなる場合があります。

その場合、被害者が不利益を受ける場合もあります。

後遺症の問題もあり、示談は慎重に、国保と相談しながら進めましょう。

※第三者行為によって介護給付が生じた場合は届出が必要です。

届出について、詳しくは下記連絡先までお願いします。

《問合せ先》

〒034-8615 十和田市西十二番町 6-1
十和田市役所 国民健康保険課 国保給付係
TEL 0176-51-6750 (直通)